

雇用契約書

株式会社とくらや（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、本日、甲による乙の雇用に関し、以下の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（乙の地位等）

甲は、次条以下の労働条件により乙を雇用し賃金を支払うことを約し、乙は第4条に規定する業務について、本契約及び甲の定める諸規則及び指示を遵守し、職場の秩序を維持し、業務効率の向上に努め、誠実にその職務を行うものとする。

第2条（契約期間）

1 本契約の期間は、令和__年__月__日から令和__年__月__日までの期間（以下「雇用期間」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、雇用期間の満了に際して、本契約を更新することが適切であると甲が認めた場合、甲は、乙との合意により本契約を更新することができる。この場合、乙と甲は新たに契約書を締結することを要するものとし、新たな契約書が締結されない限り、本契約は更新されないものとする。ただし、更新による最長契約期間は5年間とし、その期間は令和__年__月__日から起算するものとする。

3 甲は、第1項の契約期間の満了時において、以下の基準により更新の有無を判断する。

1. 契約期間満了時の乙の業務量
2. 乙の従事する業務の進捗状況
3. 乙の勤務成績、勤務態度、職務能力
4. 会社の経営状況

4 次の各号の一に該当する場合、甲は乙との契約を更新しないものとする。

1. 乙が第11条の懲戒事由に該当したとき
2. 乙が業務に耐えられない健康状態であると甲が判断したとき
3. 契約期間内に第3条で定める乙の従事する業務が終了したとき
4. 事業の廃止、事業所の廃止、事業の縮小、事業の合理化等事業の運営上の事情があるとき
5. その他前各号に準ずるとき

5 第1項の規定にかかわらず、次の場合は、雇用期間の中途であっても本契約は終了するものとする。

（1）乙が甲に対し本契約解約の意思表示を行い、甲が合意した場合、又は、乙の本契約解約の意思表示から**30日**（民法の規定に基づき、業務引継ぎを考慮）が経過した場合。

（2）乙が死亡した場合

（3）乙が第14条3項の懲戒解雇事由に該当し、懲戒解雇に処された場合

第3条（試用期間）

令和__年__月__日から令和__年__月__日までの期間は、試用期間とする。

第4条（乙の業務）

1 乙は下記の場所において下記の業務を甲の指示に従い誠実に行う。

1. 就業場所 **東京都港区赤坂 5-2-33-1705**

1. 業務 甲のブランドリユース事業部に係る業務

2 甲は、業務上の必要がある場合には、転居を伴わない範囲で就業場所の異動を乙に命じ、又は、乙の業務の内容を変更することができる。

3 乙は、正当な理由がない限り、前項の異動及び変更を拒むことができない。

第5条（遵守事項）

乙は、甲の求めに応じ、業務の進捗その他の状況について速やかに報告しなければならない。

第6条（就業時間等）

1 乙の労働日は、毎月20日を原則とし、甲が定めるシフト表により指定する。

2 乙の就業時間は、原則として、1週間当たり平均40時間勤務とする。ただし、乙の1日の労働時間が6時間を超え8時間以下の場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間、甲は乙に対し休憩時間を与えるものとする。

3 乙は、前項規定の休憩時間を自由に利用することができる。ただし、職場秩序及び風紀を乱す行為、施設管理を妨げる行為その他服務規律に反する行為を行ってはならない。

4 甲は業務の必要がある場合には、労働法令の範囲内でシフト表に定める就業時間を変更し、残業を命ずることがある。

第7条（休日）

乙の休日数は暦日数から20日を差し引いた日数とする。

第8条（年次有給休暇）

1 乙は以下の通り年次有給休暇を取ることができる。

1. 6ヶ月継続勤務し、かつ、全労働日の8割以上出勤したときは10日間

2. 1年以上継続勤務したときは、6ヶ月を超える継続勤務年数1年ごとに前項の日数に1日を上乗せ加味した日数。

2 前項の出勤率の算定につき、次の各号に掲げる期間は出勤したものみなす。

1. 業務上の負傷・疾病等による療養のための休業期間

2. 産前産後の休業期間

3. 育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業期間

4. 年次有給休暇を取得した日

3 第1項の出勤率の算定につき、次の各号に掲げる期間であって労働しなかった日は含めない。

1. 会社側に起因する経営、管理上の障害による休業の期間
2. 正当な同盟罷業その他正当な争議行為による労務の提供がまったくなされなかった期間
3. 前各号に掲げるほか、不可抗力による休業の期間

第9条（賃金）

1 甲は、乙に対し、1か月につき下記の賃金（社会保険料その他租税を含む）を支払う。

1. 基本料金として月額 400,000 円支払うものとする。この内、以下を内訳とする。

・基本給 ¥320,000

・固定残業代 ¥80,000（月 30 時間分の時間外労働に対する割増賃金として）

30 時間を超えるものには、別途支払うものとする。

1. インセンティブ：個人粗利の 10%を支給する。

ただし、当月中の当日欠勤（勤務開始 2 時間前までの連絡なく欠勤すること）及び無断欠勤が 2 回以上あったときは、勤務成績不良として 50%を上限として減額することができる。

1. 店長インセンティブ：個人の成績および店舗の利益状況を鑑み、甲が適当と判断した場合に、甲の裁量により支給額を決定し支払うことがある。

悪質な当日欠勤、遅刻等を行なった場合、初回は注意、2 回目は警告（インセンティブ 50%カット）、3 回目は過失としてインセンティブの算定にあたり、勤怠状況を評価対象とする。

1. 時間外、休日、深夜労働に対する割増賃金

法定時間外 割増率 25%

法定休日 割増率 325%

深夜 割増率 25%

2 乙の給与は、当月末日をもって締め切り、翌月 10 日に、乙の口座に全額（法律上控除すべきものは除く。）を振り込んで支払う。ただし、支払日が休日または国民の祝日に当たるときは、その直前の営業日に支払うものとする。なお、振込手数料は甲の負担とする。

3 乙については、次の事項は行われないものとする。ただし、甲の経営状況及び乙の実績等に鑑み、甲の裁量において行われる場合がある。

（1）賞与の支給

（2）退職手当の支給

4 通勤手当は月額 10,000 円を上限として実費を支給する。ただし、遠方からの通勤等、甲が特に必要と認めた場合は、別途協議の上決定する。

第10条（雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口）

乙の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口は以下の通りとする。

人事部：宮塚・佐々木

第11条（競業禁止義務）

乙は、甲の**在職中に限り**、自己又は第三者のために、甲の業務と競合する可能性のある内容の業務を行い、又は、そうした事業を行っている組織の役員就任、コンサルタント契約の締結等を行ってはならない。**なお、本条の規定は、入社時に提出する誓約書その他の書類の規定に優先して適用されるものとする。**

第12条（雇用の終了に伴う措置）

- 1 乙は雇用期間の満了や解雇・退職など、雇用の終了に際し、甲の指示に従い、円滑に業務を引き継ぐものとする。
- 2 乙は雇用の終了に際し、甲から貸与された物品、甲に属する書類や資料、社員証、その他甲に返還すべきものについて遅滞なく甲に返還する。

第13条（秘密保持）

- 1 乙は甲に勤務して知りえた甲の経営上・技術上その他一切の情報について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示若しくは漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当する情報については、この限りではない。
 - （1）知得した時点で既に公知であった情報
 - （2）知得後に自らの帰責事由によらず公知となった情報
 - （3）第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - （4）知得した情報に依拠することなく自ら開発した情報
 - （5）法令又は官公庁の命令により開示を強制される情報
- 2 乙は、本契約終了時、甲から貸与を受けたノート PC、携帯端末、備品、資料、ソフトウェア、プログラム、アクセスログ、その他甲に係わる一切の設備を返却し、また返却出来ないものについては、複製物も含め責任を持って全て破棄するものとする。
- 3 本条の規定は、甲乙間の雇用関係の終了後5年間は効力を失わない。

第14条（懲戒等）

- 1 懲戒はその程度に応じて戒告、減給、出勤停止、懲戒解雇の4種とする。
- 2 乙が次の各号の一に該当するときは、減給に処する。ただし、情状により戒告にとどめることがある。
 1. 正当な理由なく無断欠勤したとき
 2. 素行不良で職場の秩序風紀を乱したとき
 3. 許可なく会社の物品を持ち出し、又は持ち出そうとしたとき
 4. その他、前各号に準ずる不都合な行為のあったとき
- 3 乙が次の各号の一に該当するときは、懲戒解雇に処する。ただし、情状により出勤停止とすることがある。
 1. 正当な理由なく無断欠勤14日以上に及んだとき
 2. 他人に暴行、脅迫を加え、又は業務を妨害したとき
 3. 故意若しくは重大な過失により甲の機密を漏らし、若しくは甲の名誉信用を毀損

- し、又は甲に重大な損害を与えたとき
4. その他前各号に準ずる行為のあったとき

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙又は甲の一方が前項の確約に反する事実が判明したとき、その相手方は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

第16条（紛争処理）

- 1 本契約に定めのない事項及び本契約に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙は、信義に従い誠実に協議してその解決にあたる。
- 2 甲及び乙は、前項の協議で解決できない場合、本契約に関する一切の紛争についての第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意する。

第17条（秘密情報の保持） 乙は、就業規則第11条(5)および第16条に基づき、在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た機密情報を第三者に漏洩してはならない。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和__年__月__日

甲：株式会社とくらや
東京都港区赤坂 5-2-33-1705
代表取締役 増澤勇氣
TEL 03-6825-0829

乙：